

平成28年度  
航空安全プログラム実施計画  
(案)

平成28年4月 国土交通省航空局

## まえがき

国土交通省航空局は、国際民間航空条約第19附属書に従い、平成25年10月に「航空安全プログラム（State's civil aviation Safety Programme for Japan）」（以下「SSP」という。）を策定した。

このSSPを実効あるものとしていくため、平成27年10月に策定した「航空安全行政の中期的方向性」のもと、①定期的に（毎年度1回）、国の安全目標値を設定、②目標を達成するための具体的な施策を、航空運送・交通管制・空港の各分野において整合性を持って統一的に実施、③期間終了時に目標の達成状況を確認・評価することとする。

本実施計画は、この年度毎の安全目標及び具体的な実施施策等を整理したものである。

# 目 次

## 第1章 安全に係る方針及び目標

1. 安全方針
2. 国の安全指標及び安全目標値
3. 業務提供者の安全指標及び安全目標値

## 第2章 航空安全当局の取組

1. 業務提供者におけるS M S の強化
2. 安全に関する航空法規等の策定・見直し等
3. 各種証明、許認可、監査、検査等
4. 安全情報の収集
  - (1) 義務報告制度
  - (2) 自発報告制度
  - (3) その他報告制度
5. 安全情報の分析等
  - (1) S S P 委員会及び各分野の部会の取組
  - (2) 安全情報分析委員会の取組
6. 更なる安全性の向上のための取組
  - (1) 教育訓練
  - (2) 航空活動関係者との情報共有等
  - (3) 小型航空機の安全性向上のための総合的取組
  - (4) 情報管理システムの構築
  - (5) 内部評価
  - (6) 業務推進体制のあり方の検討

## 第3章 本計画の実施状況の確認及び見直しについて

### 別添1 安全目標値の算出方法

### 別添2 義務報告制度（報告根拠、報告項目、報告先）

### 別添3 S S P 委員会設置要綱

（参考）航空局安全部が平成28年度に実施するその他の安全施策

# 第1章 安全に係る方針及び目標

## 1. 安全方針

航空安全当局は、下記の事項を実施することを通じて、我が国民間航空の安全性の向上に努める。

また、SSP委員会における航空安全当局の取組内容の検討等を通じて、その有効性を評価する取組を循環的かつ継続的に実施する。

- ・業務提供者における安全管理システム（SMS：Safety Management System）の強化
- ・安全に関する航空法規等の策定、見直し等
- ・各種証明、許認可、監査、検査等
- ・義務報告制度、自発報告制度等を通じた安全情報の収集
- ・SSP委員会等を通じた安全情報の分析等
- ・教育訓練、航空活動関係者との情報共有等、更なる安全性の向上のための取組

## 2. 国の安全指標及び安全目標値

### A) 平成27年度の実績・評価

#### (1) 平成27年度の国の安全指標及び安全目標値の設定に関する考え方

平成27年度は、前年度に引き続き、重大な結果に関連する安全指標及び安全目標値を国として設定することとし、具体的には航空事故発生率及び重大インシデント発生率とした。このうち、生命の重さ及び重大な事故が起こった際の社会に対する影響を勘案し、本邦航空運送事業者の定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにするという安全指標及び安全目標値を「最重要目標」として設定した。また、航空運送分野に加えて、交通管制分野について、関連する又は関連するおそれのある航空事故発生率及び重大インシデント発生率を安全指標及び安全目標値として設定した。

設定した国の安全指標及び安全目標値については、交通政策審議会航空分科会技術・安全部会において審議し、妥当性を確認した。

#### (2) 平成27年に発生した航空事故及び重大インシデント

平成27年に発生した航空事故及び重大インシデントの概要は以下のとおりであり、これらの事案を安全目標値の達成状況の確認についての対象とした。

##### ①定期便を運航する本邦航空運送事業者

○航空事故：0件

○重大インシデント：6件

- ・ 平成27年4月5日、日本航空機（ボーイング式767-300型）は、徳島飛行場に着陸進入した際、滑走路上の作業車両を確認したため、着陸復行した。
- ・ 平成27年6月3日、全日本空輸機（ボーイング式737-800型）は、那覇空港滑走路を離陸滑走中、管制官の指示を受けずに航空自衛隊機が前方を横切ったため離陸を中止した。その際、進入

中の日本トランസオーシャン航空機（ボーイング式737-400型）に対し、管制官が着陸のやり直しを指示したが、全日本空輸機が同滑走路を離脱する前に着陸した。

- ・ 平成27年6月30日、日本トランസオーシャン機（ボーイング式737-400型）は、抽気系統に不具合が発生し航空機内の気圧が低下したため、航空交通管制上の優先権を要請し高度約3,000メートルまで降下した。その後、同優先権を取り消したうえで飛行を継続し、関西国際空港に着陸した。
- ・ 平成27年7月7日、フジドリームエアラインズ機（エンブラエル式ERJ170-200STD型）は、抽気系統に不具合が発生し航空機内の気圧が低下したため、航空交通管制上の優先権を要請し高度約3,000メートルまで降下した。その後、目的地を新潟空港に変更し、同空港に着陸した。
- ・ 平成27年7月12日、日本航空機（ボーイング式767-300型）が、シンガポール・チャンギ国際空港において離陸許可を得た後、滑走路に平行する誘導路から離陸のための滑走を開始した。その後、誤認に気付き離陸を中止した。
- ・ 平成27年10月10日、日本航空機（ボーイング式767-300型）が鹿児島空港に着陸進入中に、新日本航空のアイランダー機が日本航空機の前方に割り込む形で進入してきたため、日本航空機が進入復行した。

## ②航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者

### ○航空事故：3件

- ・ 平成27年3月6日 新日本ヘリコプター機（エアバス・シアル式AS332L1型）は、三重県北牟婁郡紀北町内場外離着陸場を離陸し、飛行中、送電線に接触し同町紀伊長島区三戸北地内付近に墜落、2名死亡した。
- ・ 平成27年8月28日 第一航空機（バイキング式DHC-6-400型）は、栗国空港に着陸したが、滑走路を逸脱し、同滑走路脇のフェンスを越えて停止した。
- ・ 平成27年9月22日 本田航空機（セスナ172S）は、本田エアポートに着陸した際、強めの接地となり胴体尾部が滑走路に接触したため着陸復行し、本田エアポートに着陸した。

### ○重大インシデント：3件

- ・ 平成27年7月22日 東北エアサービス機（エアバス・シアル式AS332L1型）は、秋田県由利本荘市岩城滝俣地内場外離着陸場を離陸し、荷吊場から物資（作業小屋）を機外に吊り下げ、荷下場に向け飛行中、同市岩城福俣地内付近において、同物資の一部を落下させた。
- ・ 平成27年10月2日 朝日航洋機（エアバス・シアル式AS332L1型）は、新潟県糸魚川市内場外離着陸場を離陸し、同市内の作業現場に生コンを輸送後、同離着陸場へ向け飛行中、同市橋立付近において、空のバケットを落下させた。
- ・ 平成27年10月8日 中日本航空機（エアバス・シアル式AS332L型）は、福井県大飯郡高浜町内場外離着陸場を離陸し、物資輸送中、同町付近において、木枠を落下させた。

## ③その他（国、地方自治体、個人）

### ○航空事故：11件

- ・ 平成 27 年 3 月 13 日 航空局飛行検査機（ガルフストリーム・エアロスペース式 G-IV 型）は、新潟空港上空において被雷し機体損傷した。
- ・ 平成 27 年 4 月 26 日 個人機（セイコ式 172RG 型）は、鹿児島空港に着陸した際、胴体着陸となり、機体が損傷した。
- ・ 平成 27 年 5 月 30 日 海上保安庁機（ボンバルディア式 DHC-8-315 型）は、仙台空港に着陸した際、強めの接地となり、胴体前方左右の外板が損傷した。
- ・ 平成 27 年 6 月 7 日 個人機（シュワイツェル式 269C-1 型）は、グリーンピア三木場外離着陸場の上空にて、ホバリング中に姿勢が不安定となり、機体後部付近が地面に接触し横転し大破。同乗者が左肩甲骨を骨折した。
- ・ 平成 27 年 6 月 10 日 個人機（セイコ式 525A 型）は、岡南飛行場に着陸した際、滑走路をオーバーランし、滑走路西端付近の池に入って停止した。
- ・ 平成 27 年 7 月 20 日 個人機（セイコ式 172P 型）は、北海道野付郡別海町内場外離着陸場を離陸したが、上昇中に失速し滑走路端の 100 メートル手前左に墜落した。
- ・ 平成 27 年 7 月 26 日 個人機（ハピハイド式 PA-46-350P 型）は、調布飛行場を離陸したが、調布市富士見町 1 丁目 24 付近に墜落し、大破した。搭乗者 2 名、住民 1 名が死亡、搭乗者 3 名、住民 2 名が負傷した。
- ・ 平成 27 年 8 月 19 日 個人機（ハピハイド式 PA-28R-201 型）は、札幌飛行場に着陸した際、胴体着陸となり、機体が損傷した。
- ・ 平成 27 年 11 月 16 日 個人機（ビーチクラフト式 A36 型）は、仙台空港を離陸し、同空港に着陸した際、胴体着陸となり、機体が損傷した。
- ・ 平成 27 年 11 月 22 日 個人機（ロビンソン式 R22Beta 型）は、東京ヘリポートを離陸し群馬県安中市松井町に墜落した。乗員 2 名が死亡した。
- ・ 平成 27 年 12 月 20 日 個人機（ハピハイド式 PA-18-150 型）は、静岡県静岡市内場外離着陸場（富士川滑空場）を離陸し、同場外離着陸場に着陸した際、滑走路を逸脱し、同滑走路西側の草地に転覆して停止した。

○重大インシデント： 1 件

- ・ 平成 27 年 12 月 20 日 個人機（モール・エア-式 M-7-235C）は、茨城県稲敷郡河内町内場外離着陸場に着陸後の地上走行中、尾脚が損傷し、自走できなくなった。

④交通管制分野に関連する又は関連するおそれがある航空事故等

○航空事故： 1 件

- ・ 平成 27 年 3 月 13 日 航空局飛行検査機（ガルフストリーム・エアロスペース式 G-IV 型）は、新潟空港上空において被雷し機体損傷した。

○重大インシデント： 3 件

- ・ 平成 27 年 4 月 5 日 日本航空機（ボーイング式 767-300 型）は、徳島飛行場に着陸進入した際、滑走路上の作業車両を確認したため、着陸復行した。

- 平成 27 年 6 月 3 日 全日本空輸機（ボーイング式 737-800 型）は、那覇空港滑走路を離陸滑走中、管制官の指示を受けずに航空自衛隊機が前方を横切ったため離陸を中止した。その際、進入中の日本トランസオーシｬン航空機（ボーイング式 737-400 型）に対し、管制官が着陸のやり直しを指示したが、全日本空輸機が同滑走路を離脱する前に着陸した。
- 平成 27 年 10 月 10 日 日本航空機（ボーイング式 767-300 型）が鹿児島空港に着陸進入中、新日本航空のアイランダー機が日本航空機の前方に割り込む形で進入してきたため、日本航空機が着陸復行した。

### （3）平成 27 年度の達成状況

平成 27 年度に設定した安全指標及び安全目標値及び実績値は以下のとおり。全 17 指標のうち、未達成のものが 10 指標あった。

#### 【最重要目標】

##### ○本邦航空運送事業者が運航する定期便

| 指標      |          | 目標値  | 実績値  | 達成度 (%) |
|---------|----------|------|------|---------|
| 死亡事故発生率 | 件/100 万回 | 0.00 | 0.00 | 達成 (-%) |
| 全損事故発生率 | 件/100 万回 | 0.00 | 0.00 | 達成 (-%) |

#### 【その他安全目標】

##### ①運航者に着目した安全指標及び安全目標値

##### ○定期便を運航する本邦航空運送事業者（定期便以外の運航を含む） 暫定値

| 指標          |           | 目標値  | 実績値  | 達成度 (%)    |
|-------------|-----------|------|------|------------|
| 航空事故発生率     | 件/100 万時間 | 1.23 | 0.00 | 達成 (0%)    |
|             | 件/100 万回  | 2.32 | 0.00 | 達成 (0%)    |
| 重大インシデント発生率 | 件/100 万時間 | 2.80 | 2.83 | 未達成 (101%) |
|             | 件/100 万回  | 5.28 | 6.04 | 未達成 (114%) |

##### ○航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を含まない。）

##### 暫定値

| 指標          |           | 目標値   | 実績値   | 達成度 (%)    |
|-------------|-----------|-------|-------|------------|
| 航空事故発生率     | 件/100 万時間 | 19.56 | 32.10 | 未達成 (164%) |
|             | 件/100 万回  | 14.96 | 21.86 | 未達成 (146%) |
| 重大インシデント発生率 | 件/100 万時間 | 12.45 | 32.10 | 未達成 (257%) |
|             | 件/100 万回  | 9.52  | 21.86 | 未達成 (229%) |

##### ○その他（国、地方自治体、個人）（滑空機、超軽量動力機を含まない。）

##### 暫定値

| 指標          |          | 目標値   | 実績値    | 達成度 (%)    |
|-------------|----------|-------|--------|------------|
| 航空事故発生率     | 件/100万時間 | 43.28 | 101.27 | 未達成 (223%) |
|             | 件/100万回  | 48.77 | 114.05 | 未達成 (233%) |
| 重大インシデント発生率 | 件/100万時間 | 12.82 | 9.32   | 達成 (72%)   |
|             | 件/100万回  | 14.45 | 10.37  | 達成 (71%)   |

○本邦航空運送事業者が運航する定期便

| 指標      |         | 目標値  | 実績値  | 達成度 (%) |
|---------|---------|------|------|---------|
| 航空事故発生率 | 件/100万回 | 1.90 | 0.00 | 達成 (0%) |

②交通管制分野に着目した安全指標及び安全目標値

| 指標   |                         | 目標値  | 実績値  | 達成度 (%)    |
|--|-------------------------|------|------|------------|
| 交通管制分野に関連する<br>又は関連するおそれがある<br>航空事故発生率         | 件/100万機<br>(管制取扱機<br>数) | 0    | 0.51 | 未達成 (-%)   |
| 交通管制分野に関連する<br>又は関連するおそれがある<br>重大インシデント発生<br>率 | 件/100万機<br>(管制取扱機<br>数) | 1.28 | 1.54 | 未達成 (106%) |

(4) 平成 27 年度の国の安全指標及び安全目標値の結果の検証

①平成 27 年度の状況についての評価

平成 27 年度において掲げた指標については、安全の状況を適切に反映するものであったと思われるが、設定した目標については、半数以上が未達成となっており、航空安全当局の取組の改善について検討する必要がある

②未達成の指標についての検証

○定期便を運航する本邦航空運送事業者の重大インシデント発生率

- ・目標値達成には重大インシデント件数が 5 以下とならなければならなかったが、閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試みが 2 件、航空機内の気圧の異常な低下が 2 件、異常接近が 1 件及び誘導路からの離陸中止が 1 件発生し、年間で 6 件となった。
- ・いずれの事案についても運輸安全委員会が調査中であるため、詳細な発生原因は同委員会の調査結果を待つ必要があるが、航空安全当局では必要に応じて事業者に対して要因分析及び対策を指示するとともに、航空事業安全推進フォーラム等を通じて事例研究を行うなど、定期運送事業者と共に発生要因の分析及び更なる再発防止策の検討しているところ。
- ・航空機内の気圧の異常な低下については、当該事業者は同型機全機に対する点検等を実施するとともに、航空機製造者と協力し再発防止に向けた更なる対策を検討している。
- ・誘導路からの離陸中止については、当該事業者において運航乗務員に対する教育及び地上滑走に係

る手順の見直し等安全対策が講じられている。

- 航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を含まない。）の航空事故発生率
  - ・目標達成には事故件数が2以下とならなければならなかつたが、送電線接触による墜落、着陸後の滑走路逸脱による機体損傷及び着陸時の機体損傷が発生し、年間で3件となつた。
  - ・いずれの事案についても運輸安全委員会が調査中であるが、航空安全当局では事業者に対して要因分析及び対策を指示するとともに、事業者における再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認することとしている。
  - ・送電線接触による墜落については、事業者において飛行作業中の安全確認、情報共有及び飛行方法について特別訓練を実施している。
  - ・着陸後の滑走路逸脱による機体損傷については、事業者において操縦操作に係る運航規程類の明確化及び運航乗務員に対する再教育等を実施している。
  - ・着陸時の機体損傷については、事業者において訓練生に対する再教育及び教官の監視体制の見直し等実施している。
- 航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を含まない）の重大インシデント発生率
  - ・目標達成には重大インシデント件数が1以下とならなければならなかつたが、つり下げている物件が意図せず航空機から落下した事案が年間で3件発生した。
  - ・いずれの事案についても運輸安全委員会が調査中であるが、航空安全当局では事業者に対して要因分析及び対策を指示するとともに、航空事業安全推進連絡会議等を通じて、つり下げ運航を実施する事業者に対する事例周知及び適切な固縛の実施等基本動作の徹底について注意喚起を行い、同様事例の未然防止を図っている。
  - ・事業者においては、物件の意図しない落下について、教育及びつり下げ運航時の手順の見直しを行い、同様事例の再発防止を図っている。
- その他（国、地方公共団体及び個人）の航空事故発生率
  - ・目標達成には事故件数が4以下とならなければならなかつたが、年間で11件の事故が発生した。このうち、個人パイロットが運航する航空機によるものは9件であり、発生率としても国等が運航する航空機と比べて10倍以上となっている。
  - ・事故件数自体が運航回数に比して多くなく、年ごとのばらつきに左右されるという面もあるが、一般に小型機の事故の主な原因は操縦士にある傾向が認められる。
  - ・いずれの事案についても運輸安全委員会が調査中であるが、離着陸に起因する事故が多く発生していることから、航空安全当局においては、出発前の確認など運航に関わる法令・手順の遵守、機体の点検・整備の確実な実施等を通じて、運航の安全確保に万全を期すよう啓蒙活動に取り組んでいるところ。
  - ・具体的には、小型航空機の事故を防止するため、小型航空機の運航者を対象とした安全運航セミナーを平成27年10月に全国8空港官署にて実施するとともに、航空安全講習会等へ航空局職員を派遣し、運航に関わる法令・手順の遵守、機体の点検・整備の確実な実施等について安

全啓蒙活動を行った。

- ・また、小型航空機安全対策チームを発足させ、安全基準の適用、監査・検査、情報共有等による安全対策の実効性を確保するため、空港設置管理者との連携を進め、全国レベル・空港ごとのきめ細かい安全対策を進めている。
- ・さらに、今後運輸安全委員会の報告等をふまえ、航空安全当局として分析を行い、それぞれの事故等を受けた対策に取り組んでいく。

○交通管制分野に関連する又は関連するおそれがある航空事故発生率

- ・目標値達成には事故件数が0とならなければならなかつたが、飛行検査中の飛行検査機が被雷した事故が1件発生した。
- ・当該事案は運輸安全委員会が調査中であるが、航空安全当局では業務提供者に対して要因分析及び対策を指示し、業務提供者においては、被雷事例の調査を実施し、その結果を操縦士の訓練に導入し、再発防止に取り組んでいるところ。

○ 交通管制分野に関連する又は関連するおそれがある重大インシデント発生率

- ・目標値達成にはインシデント件数が1以下とならなければならなかつたが、着陸許可を得て進入した航空機が進入許可を得た作業車両を滑走路に認めたため着陸復行した事案が1件、他の航空機が使用中の滑走路に着陸した事案が1件、異常接近に係る事案が1件発生した。
- ・いずれの事案についても運輸安全委員会が調査中であるが、航空安全当局では業務提供者に対して要因分析及び対策を指示し、再発防止に取り組んでいるところ。
- ・滑走路の作業車両存在による着陸復行については、業務提供者においては管制官の滑走路閉鎖を明確に表示するボードの使用及び基本手順の確実な実施の徹底等を図っている。

B) 平成 28 年度の取組

(1) 安全指標及び安全目標値の設定に関する考え方

分野ごとの安全対策の効果を把握・評価するため、航空運送分野に関する目標値に加えて交通管制分野に関連するものを平成 27 年度に設定したが、平成 28 年度は、さらに空港分野に関連するものとして、空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある航空事故発生率及び重大インシデント発生率並びに制限区域内において地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷及び航空機が損傷した事態の発生率を新たに設定する。

これらの指標について、航空安全行政の中期的方向性に基づき、最重要目標については安全目標値を0、その他の安全目標については、データの取得性も考慮しつつ基本的に過去5年間の実績の平均値から7%減として設定する。ただし、この方法で設定した値が平成 27 年度の目標値よりも低い水準になる場合には、平成 27 年度の目標値を維持することとする。

(2) 平成 28 年度の安全指標及び安全目標値の具体的な設定

(1) の考え方へ従って、平成 28 年度の安全指標及び安全目標値を以下のとおり設定することとする。

【最重要目標】

○本邦航空運送事業者が運航する定期便

|         |      |         |
|---------|------|---------|
| 死亡事故発生率 | 0.00 | 件/100万回 |
| 全損事故発生率 | 0.00 | 件/100万回 |

【その他安全目標】

①運航者に着目した安全指標及び安全目標値

○定期便を運航する本邦航空運送事業者（定期便以外の運航を含む）

|             |      |          |
|-------------|------|----------|
| 航空事故発生率     | 1.15 | 件/100万時間 |
|             | 2.23 | 件/100万回  |
| 重大インシデント発生率 | 2.80 | 件/100万時間 |
|             | 5.28 | 件/100万回  |

○航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を含まない。）

|             |       |          |
|-------------|-------|----------|
| 航空事故発生率     | 19.56 | 件/100万時間 |
|             | 14.96 | 件/100万回  |
| 重大インシデント発生率 | 12.45 | 件/100万時間 |
|             | 9.52  | 件/100万回  |

○その他（国、地方自治体、個人）（滑空機、超軽量動力機を含まない。）

|             |       |          |
|-------------|-------|----------|
| 航空事故発生率     | 43.28 | 件/100万時間 |
|             | 48.77 | 件/100万回  |
| 重大インシデント発生率 | 12.82 | 件/100万時間 |
|             | 14.45 | 件/100万回  |

○本邦航空運送事業者が運航する定期便

|         |      |         |
|---------|------|---------|
| 航空事故発生率 | 1.83 | 件/100万回 |
|---------|------|---------|

②交通管制分野に着目した安全指標及び安全目標値

|                                    |      |                     |
|------------------------------------|------|---------------------|
| 交通管制分野に関連する又は関連するおそれがある航空事故発生率     | 0    | 件/100万機<br>(管制取扱機数) |
| 交通管制分野に関連する又は関連するおそれがある重大インシデント発生率 | 1.28 | 件/100万機<br>(管制取扱機数) |

③空港分野に着目した安全指標及び安全目標値

|              |   |         |
|--------------|---|---------|
| 空港の設置管理者が管理す | 0 | 件/100万回 |
|--------------|---|---------|

|   |       |                   |
|---|-------|-------------------|
| る施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある航空事故発生率                   |       | (着陸回数)            |
| 空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある重大インシデント発生率   | 0     | 件/100万回<br>(着陸回数) |
| 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態の発生率 | 26.54 | 件/100万回<br>(着陸回数) |

(注) 制限区域内事故についてはデータの取得の関係から直近2年間の実績から算出

### 3. 業務提供者の安全指標及び安全目標値

#### (1) 平成27年度の妥当性の確認

##### ①航空運送分野

###### (イ) 航空運送事業者

平成27年度の航空運送事業者における安全指標及び安全目標値については、全ての事業者（特定本邦航空運送事業者15社、地方航空局管轄の航空運送事業者54社、計69社）から届出がなされた。

多くの事業者では「航空事故・重大インシデント発生件数」を安全指標としており、航空機使用事業者など小規模の会社においては「安全教育の実施」、「安全ミーティングの開催」や「ヒヤリハット報告件数」等が設定された。

各事業者から届出のあった安全指標及び安全目標値については、航空運送安全部会において妥当性を確認した。

###### (ロ) 認定事業場

平成27年度の認定事業場における安全指標及び安全目標値については、全ての国内認定事業場76社（うち航空運送事業者は33社）から届出がなされた。多くの認定事業場では平成26年度の安全指標を踏襲し、同年度の取組みの総括を踏まえて目標値を設定している。なお、取組みの総括を踏まえて新たな安全指標を設定したのは、航空運送事業者及び平成27年度に新規に認定された事業場2社を除く国内認定事業場41社のうち10社であった。

認定事業場では、早期棚卸し件数、不具合による返品件数等、作業品質に関する取組みを指標とする事業者が多く、また、ヒヤリハット報告件数、改善提案の件数など安全に関する取組みを指標とする事業者も多かった。

各認定事業場から届出のあった安全指標及び安全目標値については、航空運送安全部会において妥当性を確認した。

#### (ハ) 指定航空従事者養成施設

平成 27 年度の指定航空従事者養成施設における安全指標及び安全目標値については、航空運送事業者を除く 10 の養成施設から届出がなされた。多くの養成施設では「航空事故・重大インシデント発生件数」を安全指標としており、小規模の養成施設においては「安全教育の実施」や、「安全ミーティングの開催」等が設定された。

各養成施設から届出のあった安全指標・目標値については、航空運送安全部会において妥当性を確認した。

### ②交通管制分野

#### (イ) 航空保安業務

業務提供者である航空局交通管制部より、平成 27 年度の安全指標及び安全目標値の届出があった。平成 26 年度の安全指標において目標値が達成出来なかったものについては、過去の実績をふまえた上で継続的な改善の観点から見直しを行った目標値とされており、安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において妥当性を確認した。

#### (ロ) 国土交通大臣以外の設置する航空灯火（予備電源設備を含む。以下同じ。）

航空灯火を設置する地方自治体及び株式会社から安全指標及び安全目標値の届出があり、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において妥当性を確認した。

#### (ハ) 国土交通大臣以外の設置する航空保安無線施設（予備自家発電装置を含む。以下同じ。）

航空保安無線施設を設置する地方自治体及び株式会社から安全指標及び安全目標値の届出があり、平成 26 年度の目標値達成状況を踏まえて、安全指標を設定するとともに、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において妥当性を確認した。

#### (二) 機械業務

業務提供者である航空交通管制部、空港事務所及び航空衛星センターより平成 27 年度の安全指標及び安全目標値の届出があり、平成 26 年度の目標値達成状況を踏まえて安全指標を設定するとともに、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において妥当性を確認した。

### ③空港分野

平成27年度の空港管理者における安全指標及び安全目標値については、全ての空港管理者（会社管理空港4、国管理空港（共用空港含む）27、地方管理空港64、公共用ヘリポート20 計115空港）から届出がなされた。空港管理者においては、「空港施設・運用業務に起因する航空事故発生件数」、「空港施設運用に起因する航空事故発生率及び重大インシデント発生件数」、「制限区域内事故発生件数」、「突発的な不具合による滑走路、誘導路の閉鎖件数」等の遅行指標や「制限区域安全パトロール実施回数」、「空港委員会開催回数」等の先行指標が設定された。

各空港管理者から届出のあった安全指標及び安全目標値については、空港安全部会において妥当性を確認した。

#### （2）業務提供者の安全目標値の達成状況

平成27年度の業務提供者の安全目標値の達成状況については、確認次第別途記載する。

#### （3）平成28年度の妥当性の確認

平成28年度の業務提供者の安全指標及び安全目標値の妥当性については、確認次第別途記載する。

## 第2章 航空安全当局の取組

平成27年度実績・評価及び平成28年度の目標を達成するための取組は以下のとおり。なお、施策は「航空安全行政の中期的方向性」における整理に従い、「継続的に実施すべき取組」と「中期的課題への取組」に分けて記載することとする。また、平成28年度に実施するその他の安全施策は（参考）に記載している。

### 1. 業務提供者におけるSMSの強化

#### A) 平成27年度の実績・評価

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

前年度に引き続き、業務提供者において過去の実績を踏まえた安全指標及び安全目標値の設定などが的確に実施されるよう、適切に指導、監督、助言等を行った。

#### B) 平成28年度の取組

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

業務提供者に対して安全の向上のための取組に直結した安全指標及び安全目標値の設定を促進し、SMSの質の向上を図るように指導する。特に、新たに運送事業者となった者やPFI法に基づき新たに空港運営者になった者等、SMSの取組の実績が浅い業務提供者に対しては、安全指標及び安全目標値の設定などが的確に実施されるよう、連携を密にして指導、監督、助言等を行っていく。

### 2. 安全に関する航空法規等の策定・見直し等

把握した安全情報、国際標準の動向及び技術開発の状況等を踏まえ、民間航空の安全性の向上を目指し、必要となる民間航空の安全に係る基準等の策定又は改正について検討する。また、基準の改正等を検討する国際会議等に積極的に参画する。

#### A) 平成27年度の実績・評価

## 【航空法規等の策定・見直し】

### <継続的に実施すべき取組>

○把握した安全情報、国際標準の動向、技術開発の状況等を踏まえて、国内法令等の反映について適時適切に対応した。

### <中期的課題への対応>

○国際標準との整合性を図りながら、航空機の搭載装備品、運航規程、特別な方式による航行等に係る国内基準について検討を行い、当該基準の整備を図った。

○航空機操縦士の年齢上限について、安全を適切に確保するため 65 歳時の航空身体検査付加検査を強化するとともに乗務時間制限を厳しくすること等により、67 歳まで引き上げを行い、平成 27 年 4 月 23 日から適用した。

○地上取扱業務に起因する事故の発生の増加、また、航空会社等からの要望を受け、地上取扱業務を運航規程に定めるべき業務として省令及び関連通達に所要の改正を行った。

○リチウムイオン電池の輸送規制強化等に関し、I C A Oにおける国際的な危険物輸送に関する安全基準の整備に基づき、国内基準の整備を行った。

○一定の設計検査認定事業場に対し、欧米の認定基準との調和に向け、実務的な作業を進めるとともに、国との連携調整を行う組織を強化する等、認定事業場の安全性向上に資する所要の基準改正を行った。

○無人航空機の飛行に関し、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、航空法において無人航空機の飛行の禁止空域及び無人航空機の飛行の方法を定める等の改正を行った。

## 【国際会議等への参画】

### <継続的に実施すべき取組>

#### ○安全管理パネル(S M P)

国際標準の改正やガイドラインの充実のための議論に際し適宜意見を述べたほか、我が国の取組等についての紹介や各国の取組に関する情報の入手を行った。

#### ○耐空性パネル(A I R P)

第 3 回耐空性パネル会議にて、整備認定事業場の認定と国際的な認証に関する議論等に参画し、国際的に協調性のある認証基準の策定に向け、I C A O附属書の改訂の検討を行った。

#### ○航空環境保全委員会(C A E P)

第 10 回航空環境保全委員会や、ステアリンググループ会合、各ワーキンググループ会合等に参画し、騒音低減や C O<sub>2</sub> 排出基準の策定、C O<sub>2</sub> 排出削減のための経済的手法及び代替燃料の技術的検討を行った。なお、平成 28 年 2 月に開催された第 10 回航空環境保全委員会では、新たに策定された C O<sub>2</sub>

排出基準案が合意された。

#### ○運航パネル(F L T O P S P)

第2回パネル会合に参加し、RNAV(広域航法)や低視程時の運航に係る基準、航空機衝突防止装置の新たな機能に対応した運航方式、回転翼機等の小型機の運航に係る基準等に関する国際標準の改正やガイダンスマテリアルの制定・改正に向けた検討を行った。

#### ○危険物パネル(D G P)

第15回ワーキンググループ、リチウム電池ハイレベル会議、ワークショップ及びリチウム電池マルチディスプリナリィ会議並びに第25回危険物パネル会議に参画し、リチウム金属電池の輸送基準、危険物輸送に係る能力要件のガイダンス、その他危険物輸送に係る国際標準の策定・改正に向けた検討を行った。

#### ○遠隔操縦航空機システムパネル(R P A S P)

国際的にIFRで運航する遠隔操縦航空機システムの運航を実現させるために、シカゴ条約関連附属書の改正に関する議論を行った。

#### ○空港設計運用パネル(A D O P)

A D O P傘下のワーキンググループ会合等に参画し、空港設計や飛行場運用業務、救難及び消防に係る国際標準の改正について議論を行った。

#### ○世界航空安全計画ロードマップグループ(G A S P R G)

世界航空安全計画(G A S P)の2017-2019年版におけるロードマップの作成会合(電話会議)において議論を行った。

#### ○アジア太平洋地域航空安全グループ(R A S G-A P A C)

アジア太平洋地域における安全施策立案に関する議論を行った。また、当該会議の下部に設置された専門家会合であるアジア太平洋地域航空安全チーム(A P R A S T)においても、施策の実施に関して専門的見地から意見を述べ、議論を行った。

#### ○安全管理の国際調和に関する主要国航空当局間会議(S M I C G)

S S P導入先進国として当該会議に参加し、S S PやS M Sに関するガイドラインの作成に参画した。

#### ○無人機システムの規則に関する航空当局間会議(J A R U S)

ICAOで検討対象外のものも含め、無人機システムに関する国際的規則策定を推進するため、当該会議に参画した。

#### ○米国航空局—韓国航空局—航空局ミーティング(F A A-K O C A-J C A B Meeting)

平成 27 年度は、これまで行ってきた米国航空局—航空局間ミーティングに韓国航空局を加えた 3 か国による会議を開催し、安全報告制度及び安全情報に係る公表のあり方を中心に、安全監督や国際的協調の可能性について検証した。

また、I C A O が G A S P 等において意図している、安全管理の中長期的なビジョンをどのように取り入れていくか、国が業務提供者であり規制当局である 3 か国の間で議論し、各国における状況等の情報を収集した。

## B) 平成 28 年度の取組

### 【航空法規等の策定・見直し】

#### <継続的に実施すべき取組>

- 把握した安全情報、国際標準の動向、技術開発の状況等を踏まえて、国内法令等の反映について適時適切に対応する。

#### <中期的課題への取組>

- 航空の安全に関する相互承認協定の範囲拡大に向けて、諸外国の規則との整合を図るため、我が国の認定事業場に関する基準や運用の細則を定めた通達の構成の見直し及び基準の明確化等の改正を行う。

- 航空機乗組員の疲労に係るリスク管理システムの導入検討を行う。

- 関係府省庁、製造者、開発者、利用者等の民間団体等が参画する「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、小型無人機の更なる安全確保に向けた制度の具体的な在り方や利用促進、技術開発等の諸課題について継続的に協議を進める。

- 国際標準との整合性を図りながら、航空機の搭載装備品、運航規程、特別な方式による航行、危険物輸送等に係る国内基準について検討を行い、当該基準の整備を図る。

### 【国際会議等への参画】

#### <継続的に実施すべき取組>

- I C A O においては、安全管理、耐空性、環境適合性、運航、危険物輸送、遠隔操縦機等に関する各國からの専門家からなるパネル等において、我が国における取組により得た知見を踏まえ、国際標準の改正やガイドラインの充実のための議論に参画するとともに、各国の取組に関する情報を入手する。

- I C A O の枠組みの外においても、安全管理に係る S M I C G 、危険物輸送に関する国際原子力機関（ I A E A ）や、無人航空機に係る J A R U S といった、基準やマニュアル作成に関する国際的な取組へ積極的に参画する。

## 3. 各種証明、許認可、監査、検査等

各種申請等があったときは、当該申請等が基準に適合しているかどうかについて審査・検査等を行い、適合すると認めるときは各種証明・許認可等を行うほか、業務提供者等に対し、航空活動に伴う各業務が適切に実施されていることを確保するために監査、検査等を実施する。

A) 平成 27 年度の実績・評価【各種証明、許認可等】

＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部運用課、運航審査官、航空機検査官及び整備審査官は、航空運送事業者、事業場、指定航空従事者養成施設等からの各種申請等に対し、以下のとおり証明・許認可等を行った。

| 証明・許認可等   | 根拠法令                | 平成 27 年（4～12 月）<br>実績（件） | <参考><br>平成 26 年度<br>実績（件） |
|---|---------------------|--------------------------|---------------------------|
| 耐空証明  | 航空法第 10 条           | 1,041                    | 1,143                     |
| 試験飛行等許可   | 航空法第 11 条           | 729                      | 849                       |
| 型式証明  | 航空法第 12 条           | 3                        | 3                         |
| 型式設計変更承認  | 航空法第 13 条           | 33                       | 55                        |
| 型式証明を受けた型式の航空機の<br>当該型式証明を受けた者以外の者<br>による設計の一部変更の承認 | 航空法第 13 条の 2        | 71                       | 77                        |
| 修理改造検査  | 航空法第 16 条           | 102                      | 178                       |
| 予備品証明   | 航空法第 17 条           | 7,311                    | 9,435                     |
| 事業場認定   | 航空法第 20 条           | 61                       | 65                        |
| 従事者技能証明   | 航空法第 28 条、第 78<br>条 | 3,039                    | 3,503                     |
| 航空従事者養成施設の指定  | 航空法第 29 条           | 6                        | 5                         |
| 航空身体検査証明  | 航空法第 31 条           | 1,183                    | 999                       |
| 指定航空身体検査医の指定  | 航空法第 31 条           | 63                       | 55                        |
| 航空英語能力証明  | 航空法第 33 条           | 1,245                    | 1,196                     |
| 計器飛行証明  | 航空法第 34 条           | 215                      | 289                       |
| 操縦教育証明  | 航空法第 34 条           | 44                       | 54                        |
| 航空機の安全を確保するための装<br>置の装備義務免除                         | 航空法第 60 条           | 4                        | 25                        |
| 航空機の航行の状況を記録するた<br>めの装置の装備義務免除                      | 航空法第 61 条           | 20                       | 20                        |
| 航空運送の用に供する機長の認定<br>審査                               | 航空法第 72 条           | 410                      | 496                       |
| 本邦航空運送事業者の指定  | 航空法第 72 条           | 0                        | 2                         |

|                 |                  |       |       |
|-----------------|------------------|-------|-------|
| 場外離着陸の許可        | 航空法第79条          | 2,124 | 2,693 |
| 飛行禁止区域における飛行の許可 | 航空法第80条          | 1     | 2     |
| 最低安全高度以下の飛行の許可  | 航空法第81条          | 5,955 | 7,257 |
| 特別な方法による航行の許可   | 航空法第83条の2        | 76    | 64    |
| 曲技飛行等の許可        | 航空法第91条          | 174   | 220   |
| 操縦練習飛行等の許可      | 航空法第92条          | 846   | 1,113 |
| 運航管理施設等の検査      | 航空法第102条         | 42    | 46    |
| 運航規程及び整備規程の認可   | 航空法第104条         | 1,070 | 1,286 |
| 無人航空機の飛行の許可・承認  | 航空法第132条、第132条の2 | 811   | -     |

#### ＜中期的課題への取組＞

##### ○国産ジェット旅客機の安全性審査

三菱航空機株式会社は、我が国初の国産ジェット旅客機として、三菱リージョナルジェット（M R J : Mitsubishi Regional Jet）の開発を進めている。同プロジェクトは国家的なプロジェクトとして計画されており、我が国は設計製造国政府としての確実な安全性審査が求められている。このため、平成27年度は特別な方式による航行（R N A V）基準への検証方法に関して調査を行い、安全性審査手法の充実を図ったほか、F A A の設計審査の知識を付与する研修及びM R J のフライトテストを実施するパイロットの技量維持訓練等の研修を実施し、各専門分野の審査職員の能力向上を図った。また、平成27年9月には、三菱航空機（株）より、M R J に対する試験飛行の実施のために必要な航空法上の許可の申請があったため、同申請に対し航空安全当局において所要の審査を行い、10月29日付で許可を行い、11月11日に初飛行を行った。

#### 【業務提供者に対する監査、検査等】

##### (1) 航空運送分野

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部航空事業安全監督官及び航空機検査官は、航空運送事業者、認定事業場及び指定航空従事者養成施設の業務提供者等に対し、業務が適切に実施されていることを確保するため、以下の監査及び検査を実施した。

#### ＜継続的に実施すべき取組＞

(イ) 特定本邦航空運送事業者に対して225件、特定本邦航空運送事業者以外の定期便を運航する本邦航空運送事業者に対して67件の監査を実施した。

(ロ) 認定事業場に対して174件の検査を実施した。

(ハ) 指定航空従事者養成施設に対して6カ所の検査を実施した。

(二) 指定航空身体検査医及び航空身体検査機関に対して35件の検査を実施した。

※ 上記(イ)～(二)における実績値は、平成27年4月～12月のものである。

##### (2) 交通管制分野

#### ＜継続的に実施すべき取組＞

(イ) 航空局安全部航空交通管制安全室及び地方航空局保安部交通管制安全監督課は、各文書・規定等

の管理状況、業務処理規程第1総則に規定する基本的手順等の遵守状況及び自然災害に対する緊急時対応の実効性を共通重点事項として、航空保安業務の提供者に対し31回の監査を実施した。

(ロ) 地方航空局保安部管制技術課は、国土交通大臣以外の航空保安無線施設の設置者に対し5件の監査を実施した。

(ハ) 地方航空局保安部航空灯火・電気技術課は、国土交通大臣以外の航空灯火の設置者に対し102件の監査を実施した。

(二) 航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部機械課は、文書・規程等の管理状況、業務処理規程第1総則に規定する基本的手順等の遵守状況、自然災害における緊急時対応の実効性及び請負業務に係る安全管理の実施状況を重点事項として、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者に対し15件の監査を実施した。

※ 上記(イ)～(ハ)における実績値は、平成27年4月～12月のものである。

### (3) 空港分野

#### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部空港安全監督課は、空港施設及び運用業務の提供者に対し41件（空港34件、ヘリポート7件）の定期検査等を実施した。

## B) 平成28年度の取組

#### 【各種証明、許認可等】

#### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部運用課、運航審査官、航空機検査官及び整備審査官は、航空運送事業者、事業場、指定航空従事者養成施設等からの各種申請等に対し、必要な基準に適合しているか審査・検査を行い、適合すると認める場合にはA)の表に掲げる証明・許認可等を行う。

#### ＜中期的課題への取組＞

##### ○国産ジェット旅客機の安全性審査

MRJについて、我が国は引き続き安全性の向上に資する技術に関する調査の充実を図ることや、研修等により審査職員の各専門分野の技術的知見を向上させること等により、安全性審査を適確に実施する。

また、円滑な開発・輸出につなげていくため、同時に審査を進めている外国当局（米国FAA・欧州EASA）との情報共有・協力を図る。

今後は、国内での飛行試験に加え、米国においても飛行試験を行う予定であり、開発スケジュールに沿って必要な審査を適切に実施していく。なお、初号機納入は平成30年半ばとされている。

#### 【業務提供者に対する監査、検査等】

##### (1) 航空運送分野

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部航空事業安全監督官及び航空機検査官は、航空運送事業者、認定事業場及び指定航空従事者養成施設の業務提供者等

に対し、業務が適切に実施されていることを確保するため、以下の監査、検査等を実施する。

＜継続的に実施すべき取組＞

(イ) 特定本邦航空運送事業者に対しては、監査の対象ごとに、本社に対しては3カ月に1回、主基地及び基幹基地に対しては6カ月に1回、地方基地に対しては6カ月に1回から4年に1回、実運航便（実運航便の操縦室又は客室に搭乗して実施）に対しては乗務員数及び運航機材数に応じて監査を実施する。

また、特定本邦航空運送事業者以外の定期便を運航する本邦航空運送事業者に対しては、本社及び主基地に対しては6カ月に1回、地方基地に対しては1年に1回から6年に1回、実運航便に対しては乗務員数及び運航機材数に応じて監査を実施する。また、定期便を運航する航空運送事業者以外の航空運送事業者及び航空機使用事業者に対しては、本社及び主基地に対しては1年に1回、地方基地に対しては6年に1回の頻度で監査を実施する。

加えて、指定本邦航空運送事業者に対しては訓練及び審査の体制について、原則1年に1回監査を実施する。

なお、不安全事象等が発生した場合には機動的に監査を実施するとともに、新規参入航空運送事業者及び新機種を導入する航空運送事業者に対しては、頻度を増やし重点的に監査を実施する。

(ロ) 認定事業場に対しては、2年ごとの認定更新時の検査に加え、航空機に係る国内の認定事業場については、認定期間中の2年間に1回の中間検査を実施している。本検査において、認定にかかる技術上の基準への適合性等を確認する。

また、SMSについては、既に全ての認定事業場で導入を完了しており、その運用状況についても、監督及び指導を行っていく。

(ハ) 指定航空従事者養成施設に対しては、指定基準への適合性が維持されているかの確認を行うため、特定本邦運送事業者の指定航空従事者養成施設は1年に1回、特定本邦運送事業者以外の指定航空従事者養成施設は2年に1回の検査を実施する。

(ニ) 航空機の安全運航を確保するためには航空機乗組員の心身の状態が健全であることが極めて重要であり、また、近年、乗員の流動化及び加齢乗員の増加により、航空会社及び乗員自身の日常管理が今まで以上に重要となっている。このため、航空機乗組員の身体検査を行う指定航空身体検査医及び航空身体検査指定機関に対する立入検査の強化等により、更なる能力水準の向上・平準化を図るとともに、航空会社の健康管理体制への監査・指導の強化等により航空会社の健康管理体制の強化を図る。

(2) 交通管制分野

＜継続的に実施すべき取組＞

(イ) 航空局安全部航空交通管制安全室及び地方航空局保安部交通管制安全監督課は、航空保安業務の提供者に対し、各文書・規程等の管理状況、業務処理規程第1総則に規定する基本的手順等の遵守状況及び自然災害に対する緊急時対応の実効性を共通重点事項として、監査対象ごとに、航空局交通管制部及び地方航空局保安部の関係組織に対して1年に1回、監査を実施する。

また、航空交通管制部及び空港事務所等の地方事務所等に対して2年に1回の頻度で監査を実施することにより、各規程等の管理状況、基準・規程に基づいた各業務内容等の適切性を確認する。平成28年度は、定期監査を年間36回実施する。

(口) 地方航空局保安部管制技術課は、国土交通大臣以外の航空保安無線施設の設置者に対し、監査対象ごとに、1年に1回の頻度で監査を実施し、航空保安無線施設安全管理ガイドラインにより適切に施設が管理されていることを確認する。平成28年度は、定期監査を年間5回実施する。

(ハ) 地方航空局保安部航空灯火・電気技術課は、国土交通大臣以外の航空灯火の設置者に対し、監査対象ごとに、陸上空港等及び公共用ヘリポートの飛行場灯火に対して1年に1回、非公共用ヘリポートの飛行場灯火及び航空灯台に対して2年に1回の頻度で監査を実施し、空港保安管理規程又は航空灯火施設管理要領により適切に施設が管理されていることを確認する。平成28年度は、定期監査を年間104回実施する。

(二) 航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部機械課は、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者である、航空交通管制部、空港事務所及び航空衛星センターに対して、2年に1回の頻度で監査を実施する。とりわけ平成28年度は、文書・規程等の管理状況、業務処理規程第1総則に規定する基本的手順等の遵守状況、自然災害における緊急時対応の実効性及び請負業務に係る安全管理の実施状況を重点事項として定期監査を年間13回実施する。

#### ＜中期的課題への取組＞

安全情報の分析結果から得られた潜在的なリスクについて、個別重点事項として優先的に監査において確認する。

#### (3) 空港分野

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部空港安全監督課は、空港施設及び運用業務の提供者（空港の設置管理者並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律に基づく国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業の運営権者及び関西国際空港及び大阪空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づく特定空港運営事業の運営権者（以下「特定運営事業」という。））に対し、3年に1回の頻度で定期検査を実施し、航空法に定める保安上の基準に従って、施設の管理が適切に実施されていることを確認する。なお、大規模空港についてはSMS監査を加え3年に2回の頻度で検査を実施する。平成28年度は、39件（空港33件、ヘリポート6件）の定期検査等を実施する。

また、特定運営事業が開始された空港及び不適切事項が多い空港については、安全情報や不適切事項の改善状況に応じて特別検査を実施する。

各分野ともに定期的に実施する監査・検査等の他、航空事故、重大インシデント、安全上の支障を及ぼす事態の発生又はその恐れがある場合並びに不適切・不安全な事象が発生した場合等、航空安全当局が必

要と判断した場合は隨時監査・検査等を実施する。

監査・検査等を実施する要員については、要員の資格要件に係る航空安全当局の内部規程に基づき、必要な業務経験及び研修等の必要な教育・訓練を受け各資格要件に適合することが求められる。

## 4. 安全情報の収集

以下の報告制度により収集された安全情報を航空安全の確保のために活用するとともに、同報告制度が有効に機能するよう取り組む。

### (1) 義務報告制度

#### A) 平成27年度の実績・評価

＜継続的に実施すべき取組＞

平成27年4月から12月の間において、各業務提供者から以下のとおり報告がなされた。

##### ①航空運送分野

(イ) 本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者から、航空法第111条の4及び第124条に基づき、航空事故3件、重大インシデント9件及び安全上の支障を及ぼす事態914件の事案について報告がなされた。

(ロ) 認定事業場から、航空法第134条第1項の規定に基づき、不安全事象39件の事案について報告がなされた。

##### ②交通管制分野

安全情報に関する事案について、国家行政組織法第14条第2項に基づき、交通管制分野に係る国の機関から航空法第47条第1項及び航空法施行規則第108条第5号の規定に基づき、国土交通大臣以外の航空保安無線施設の設置者から、航空法第47条第1項、第47条の2第2項及び航空法施行規則第126条第5号の規定に基づき、国土交通大臣以外の航空灯火の設置者から、それぞれ報告がなされた。

##### ③空港分野

航空法第47条の2、航空法施行規則第92条第1項14号及び航空法第134条に基づき、空港管理者から、重大インシデント0件、安全上の支障を及ぼす事態75件の事案について報告がなされた。

#### B) 平成28年度の取組

＜継続的に実施すべき取組＞

航空事故等その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に分析し、また関係者と共有することにより、再発防止及び予防的対策の実施に役立てるため、業務提供者に対し、義務報告制度による着実な報告を求める。

同制度の詳細は別添2のとおり。

### (2) 自発報告制度

#### A) 平成27年度の実績・評価

#### ＜継続的に実施すべき取組＞

平成27年度は、航空安全情報自発報告制度（VOICES）に対して、平成27年12月現在、235件の報告があった。報告者ごとにみた内訳は、航空運送分野は231件、交通管制分野は4件、空港分野は0件であった。また、平成26年度にVOICESに寄せられた航空安全情報について制度運営者が分析・検討した結果として、航空安全当局に対してなされた以下の3件の提言を評価し、対応が必要であると判断して関係者に通知した。

提言1：東京国際空港におけるエプロン誘導線の変更について

提言2：成田国際空港における管制指示によるパイロットのワークロードについて

提言3：成田国際空港における複雑な誘導路について

提言への対応状況は、提言1について、平成28年2月に東京国際空港においてエプロン誘導線の引き直しを行った。提言2について、平成28年3月に成田国際空港において管制官とパイロットによる意見交換会を開始した。提言3については、成田国際空港において関係者の調整を行っており、平成28年度の早い時期に意見交換会を実施する予定である。なお、平成27年度においては同制度開始後初めての提言であったため、これに対応するための航空安全当局における調整等に時間がかかったことが課題となつた。

#### B) 平成28年度の取組

#### ＜継続的に実施すべき取組＞

平成27年度と同様の制度によって、引き続き航空安全情報自発報告制度を運用する。当該制度の周知・広報活動については、航空運送分野以外の分野について報告数の増加を図るため、安全に係る情報共有の重要性の再認識を図るなど、報告文化のさらなる醸成に重点を置いて、関係者への働きかけを行っていく。

#### ＜中期的課題への取組＞

前年度の経験を踏まえ、航空安全当局は、対応手順の確立等の提言をより有効かつ迅速に活用するためのプロセスの改良を進める。

#### （3）その他の報告制度

#### ＜継続的に実施すべき取組＞

##### ①国土交通省ホットラインステーション

航空の安全に係るものを含む国土交通行政について、意見・感想等がある場合、国土交通省のウェブサイトにある指定のフォーマットに従い、提出することができる。

（参考）国土交通省ホットラインステーション

<http://www.mlit.go.jp/hotline/hotline.html>

##### ②公益通報者保護法に基づく公益通報

国土交通省においては、事業者、行政機関等の内部の労働者が、組織内部の国民の生命、財産等にかかる法令違反行為を通報したことで、解雇等の不利益取扱いを受けることのないよう、公益通報者に対する解雇の無効、不利益取扱いの禁止等を規定した公益通報者保護制度の手続き等を定めてお

り、公益通報を行うことができる。

(参考) 国土交通省における公益通報手続

<https://www.mlit.go.jp/app/i/file000017.html>

#### <中期的課題への取組>

予防的安全対策の充実のため、義務報告制度及び自発報告制度を通じた安全情報の収集に加え、民間航空の安全に関する情報を可能な手段により幅広く収集し、その活用を図っていく。

## 5. 安全情報の分析等

### (1) SSP 委員会及び各分野における部会の取組

#### ① SSP 委員会の取組

##### A) 平成 27 年度の実績・評価

#### <継続的に実施すべき取組>

平成 27 年度における SSP 委員会の開催実績は以下のとおり。平成 28 年度航空安全プログラム実施計画の策定や内部評価制度の確立等、航空安全当局の取組を推進するために必要な事項の決定が適切に実施され、的確な運営がなされた。

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 平成 27 年 4 月 7 日   | 第 13 回 SSP 委員会開催 |
| 平成 27 年 8 月 28 日  | 第 14 回 SSP 委員会開催 |
| 平成 27 年 10 月 14 日 | 第 15 回 SSP 委員会開催 |
| 平成 28 年 1 月 15 日  | 第 16 回 SSP 委員会開催 |
| 平成 28 年 3 月 11 日  | 第 17 回 SSP 委員会開催 |

##### B) 平成 28 年度の取組

#### <継続的に実施すべき取組>

各業務提供者が設定した安全指標及び安全目標値の把握・分析、複数の分野に関する国の安全指標及び安全目標値の評価・設定、安全情報の分析結果に係る複数の分野の各業務提供者との共有、自発報告制度運営事務局からの複数の分野に関する提言への評価を行う。なお、同委員会の詳細は別添 3 のとおり。

#### ②各分野の部会の取組

##### A) 平成 27 年度の実績・評価

#### <継続的に実施すべき取組>

##### (イ) 航空運送安全部会

平成 27 年度には、本部会において義務報告等安全情報及び個々の再発防止策等について適時に把握・分析し必要に応じ追加措置を講じた。加えて、運輸安全委員会から本邦運送事業者及び航空機使用事業者に係る航空事故 3 件及び重大インシデント 9 件の調査報告書が公表されたことを受け、事業者において必要な再発防止策等が適切に講じられていることを確認した。

また、平成 27 年度における部会の開催実績は以下のとおり。

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 平成 27 年 4 月 22 日 | 第 18 回航空運送安全部会開催 |
|------------------|------------------|

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 平成 27 年 5 月 28 日  | 第 19 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 27 年 6 月 25 日  | 第 20 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 27 年 7 月 28 日  | 第 21 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 27 年 8 月 24 日  | 第 22 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 27 年 9 月 29 日  | 第 23 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 27 年 10 月 23 日 | 第 24 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 27 年 11 月 25 日 | 第 25 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 27 年 12 月 21 日 | 第 26 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 28 年 1 月 27 日  | 第 27 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 28 年 2 月 24 日  | 第 28 回航空運送安全部会開催 |
| 平成 28 年 3 月 23 日  | 第 29 回航空運送安全部会開催 |

#### （口）交通管制安全部会

平成 27 年度には、本部会において義務報告等安全情報及び個々の再発防止策等について適時に把握・分析し必要に応じ追加措置を講じた。加えて、平成 24 年 7 月に発生した滑走路誤進入事案に関する調査報告書が運輸安全委員会から公表されたことを受け、事案発生以降に管制機関等が実施していた措置の妥当性を検証し、追加の措置が不要であることを確認した。

また、平成 27 年度における部会の開催実績は以下のとおり。

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 平成 27 年 4 月 28 日  | 第 19 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 5 月 26 日  | 第 20 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 6 月 19 日  | 第 21 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 7 月 21 日  | 第 22 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 8 月 27 日  | 第 23 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 9 月 28 日  | 第 24 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 10 月 27 日 | 第 25 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 11 月 26 日 | 第 26 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 27 年 12 月 22 日 | 第 27 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 28 年 1 月 21 日  | 第 28 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 28 年 2 月 22 日  | 第 29 回交通管制安全部会開催 |
| 平成 28 年 3 月 28 日  | 第 30 回交通管制安全部会開催 |

#### （ハ）空港安全部会

平成 27 年度には、本部会において義務報告等安全情報及び個々の再発防止策等について適時に把握・分析し必要に応じ追加措置を講じた。加えて、運輸安全委員会から公表された調査報告書に記載された事案の発生原因等に空港分野に係るものが無いことを確認した。

また、平成 27 年度における部会の開催実績は以下のとおり。

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 平成 27 年 4 月 19 日 | 第 19 回空港安全部会開催 |
| 平成 27 年 5 月 29 日 | 第 20 回空港安全部会開催 |

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 平成 27 年 6 月 26 日  | 第 21 回空港安全部会開催 |
| 平成 27 年 7 月 29 日  | 第 22 回空港安全部会開催 |
| 平成 27 年 8 月 31 日  | 第 23 回空港安全部会開催 |
| 平成 27 年 9 月 30 日  | 第 24 回空港安全部会開催 |
| 平成 27 年 10 月 22 日 | 第 25 回空港安全部会開催 |
| 平成 27 年 11 月 30 日 | 第 26 回空港安全部会開催 |
| 平成 27 年 12 月 17 日 | 第 27 回空港安全部会開催 |
| 平成 28 年 1 月 26 日  | 第 28 回空港安全部会開催 |
| 平成 28 年 2 月 25 日  | 第 29 回空港安全部会開催 |
| 平成 28 年 3 月 29 日  | 第 30 回空港安全部会開催 |

#### B) 平成 28 年度の取組

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空運送、交通管制及び空港分野の各分野の部会において、業務提供者における安全情報、再発防止策及び安全指標等の把握・分析、及び分析結果の各業務提供者との共有等を引き続き行う。各部会は、原則として毎月開催し、前々月に発生した事案の安全情報の分析等を行う。なお、同部会の詳細は別添 2 のとおり。

#### (2) 安全情報分析委員会の取組

##### ①航空運送分野

##### A) 平成 27 年度の実績・評価

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

平成 27 年度における航空運送安全情報分析委員会の開催実績は以下のとおり。

平成 27 年 6 月 24 日 第 17 回航空安全情報分析委員会

平成 27 年 12 月 6 日 第 18 回航空安全情報分析委員会

なお、航空輸送の安全にかかわる情報は国土交通省ウェブサイトにおいて公表している。

（参考）航空輸送の安全にかかわる情報

[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000188.html)

#### B) 平成 28 年度の取組

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

6 ヶ月ごとに有識者・学識経験者を含む航空安全情報分析委員会を開催し安全情報の評価・分析を行い、分析後、輸送の安全にかかわる情報を整理し公表する。

##### ＜中期的課題への対応＞

機材不具合への対応、ヒューマンエラー防止への取組、T C A S R A、G P W S による回避操作に係る情報共有を進めるとともに、統計的評価・分析手法によりリスク把握を行うことについて検討する。

## ②交通管制分野

### A) 平成 27 年度の実績・評価

＜継続的に実施すべき取組＞

平成 27 年度における交通管制安全情報分析委員会の開催実績は以下のとおり。

交通管制分野の安全情報（平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月分）の分析・評価と今後の対応について審議した。

平成 27 年 6 月 29 日 第 2 回交通管制安全情報分析委員会

### B) 平成 28 年度の取組

＜継続的に実施すべき取組＞

安全情報について審議するため、1 年ごとに有識者・学識経験者を含む交通管制安全情報分析委員会を開催する。平成 28 年度は 6 月に第 3 回交通管制安全情報分析委員会を開催し、安全情報の評価・分析を行った上で整理し、議事概要を公表する。

## ③空港分野

### A) 平成 27 年度の実績・評価

＜継続的に実施すべき取組＞

平成 27 年度における空港安全情報分析委員会の開催実績は以下のとおり。

本委員会において空港分野の安全情報（平成 26 年度）の分析・評価と今後の対応について審議し、空港分野の安全にかかる情報を公表した。

平成 27 年 6 月 30 日 第 2 回空港安全情報分析委員会

（参考）空港の安全にかかる情報

[http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr9\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr9_000016.html)

### B) 平成 28 年度の取組

＜継続的に実施すべき取組＞

1 年ごとに有識者・学識経験者を含む空港安全情報分析委員会を開催し安全情報の評価・分析を行い、分析後、当該情報を整理し公表する。

## 6. 更なる安全性の向上のための取組

### （1）教育訓練

業務提供者等に対する監査・検査等を実施する要員に対し、航空安全当局が設定する資格要件に係る内部規程に基づき、必要な知識・技量の習得及び維持を目的とした教育・訓練を各分野において実施する。

### ① 航空運送分野

#### A) 平成 27 年度の実績・評価

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部運航安全課では、平成 27 年度において新たに監査・検査を実施することとなった者に対し、座学研修及び実技研修を実施した。

航空局安全部航空事業安全室、並びに地方航空局保安部航空事業安全監督官、運用課、運航審査官及び整備審査官は、安全監査、運航規程及び整備規程の審査、運航管理施設等の検査、機長の認定等の業務に新たに従事する職員に対し、必要な座学研修及び実技研修を実施した。また、平成 28 年 1 月に安全監査員等に対し知識及び技倆の向上を目的に監査員定期訓練を実施した。

航空局安全部航空機安全課は、監査・検査等の業務を行う職員を新たに配置するために、座学研修及び実技研修（現場 OJT）を実施した。また、航空機・装備品の製造を行う事業者の監査・検査手法に係る知識を付与する研修、FAA の設計審査の知識を付与する研修及び MRJ のフライトテストを実施するパイロットの技量維持訓練等、必要に応じ能力向上のための研修を実施した。

#### B) 平成 28 年度の取組

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部運航安全課は、監査・検査を実施する者に対し、座学研修及び実技研修を実施する。また、知識及び技倆を維持するための定期的な研修の実施を予定している。

航空局安全部航空事業安全室、並びに地方航空局保安部運用課、運航審査官及び整備審査官は、安全監査、運航規程及び整備規程の審査、運航管理施設等の検査、機長の認定等の業務に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修を実施する。また、安全監査員の知識及び技倆を維持するため、監査員定期訓練を平成 28 年度中に計画している。

航空機安全課は、監査・検査等の業務を行う職員を新たに配置する場合には、座学研修及び実技研修（現場 OJT）を実施する。また、必要に応じ能力向上のための研修を実施する。

## ② 交通管制分野

#### A) 平成27年度の実績・評価

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部航空交通管制安全室は、転入者に対し安全監査員の資格取得に必要な座学研修を 2 回、実技研修（現場 OJT）を 12 回実施するとともに、ISO9000 内部監査員コース受講等の外部研修を行った。

航空局交通管制部管制技術課は、航空保安無線施設の安全監査員候補者に対し、座学研修及び実技研修を実施した。

航空局交通管制部交通管制企画課航空灯火・電気技術室は、地方航空局保安部航空灯火・電気技術課の職員のうち、航空灯火の安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場 OJT）を実施した。

航空局安全部空港安全・保安対策課は、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守業務に係る安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場 OJT）を 2 回実施した。また、安全監査員の力量の維持及び向上を目的に、ISO9000 に係る外部研修などを行った。

B) 平成28年度の取組

＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部航空交通管制安全室は、安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施する。その他、安全監査員としての知識・技量の維持及び向上を目的に、ISO9000に係る外部研修等を実施するとともに、監査員の安全に対する意識向上を目的とするため、異業種の安全推進機関等において研修を実施する。

航空局交通管制部管制技術課は、航空保安無線施設の安全監査員候補者に対し、座学研修及び実技研修を実施する。

航空局交通管制部交通管制企画課航空灯火・電気技術室は、地方航空局保安部航空灯火・電気技術課の職員のうち、航空灯火の安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施する。

航空局安全部空港安全・保安対策課は、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守業務に係る安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施する。その他、安全監査員は力量の維持及び向上を目的に各種研修に参加する。

③ 空港分野

A) 平成27年度の実績・評価

＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部空港安全・保安対策課は、転入者に対し、安全監査員の資格取得に必要な座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施した。また、安全監査員に対し、ISO9000セミナー受講等の外部研修やリスクマネジメント等に関する内部研修を実施した。

B) 平成28年度の取組

＜継続的に実施すべき取組＞

航空局安全部空港安全・保安対策課は、安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、安全監査の手法や安全管理システム、監査対象業務に係る座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施する。また、安全監査員としての力量の維持及び向上を目的に、ISO9000に係る外部研修等に参加する。更に、本省と地方航空局の検査において監査員を相互に交流させることで力量の向上を図る。

(2) 航空活動関係者との情報共有等

①航空運送分野

A) 平成27年度の実績・評価

＜継続的に実施すべき取組＞

(イ) 航空事業安全推進フォーラム等

航空局安全部航空事業安全室は、平成27年9月及び平成28年3月に「航空事業安全推進フォーラム」を開催し、特定本邦航空運送事業者等との間で意見の交換や情報の共有等を行った。

また、地方航空局保安部航空事業安全監督官は、平成27年10月及び12月に「航空事業安全推進連絡会議」を開催し、管轄の航空運送事業者及び航空機使用事業者と情報の交換や共有等を行った。

#### (口) 危険物輸送等に関する講習会

航空局安全部運航安全課は、危険物輸送に係る法令遵守に関し、荷主、貨物利用運送事業者及び航空会社社員に対して講習会をした。また、地上取扱業務にかかる省令改正に伴い、関連通達の改正を行うとともに、本邦全航空会社を対象とした説明会を実施した。

#### (ハ) 指定航空身体検査医等に対する講習会

航空局運航安全課乗員政策室は、航空機乗組員の航空身体検査証明を行う医師等に対して、統一的な運用を指導するため平成27年7月及び平成28年3月に講習会を実施した。特に、航空身体検査証明を行う上で判断ミスを起こしやすい点について、講習の内容の充実化を図ることにより、医師等の能力水準の向上・平準化に努めた。

### B) 平成28年度の取組

#### <継続的に実施すべき取組>

##### (イ) 航空事業安全推進フォーラム等

航空局安全部航空事業安全室は、「航空事業安全推進フォーラム」の開催を通じ、安全情報に係る評価分析の状況や対応策等について、特定本邦運送事業者との間において意見の交換や情報の共有などを行う。

また、地方航空局保安部航空事業安全監督官は、「航空事業安全推進連絡会議」の開催を通じ、管轄の事業者との間において、情報の交換や共有などを行う。

#### (口) 認定事業場講習会

航空局安全部航空機安全課は、認定事業場に対し、講習会の開催を通じ、法令等の基準や運用事項の啓蒙を図ると共に、航空に関する技術品質情報を提供する。

#### (ハ) 危険物輸送等に関する講習会等

航空局安全部運航安全課は、平成29年1月1日施行となる放射性物質を含めた危険物規則の改正に備え、産業界、航空会社等と情報共有を図るとともに適切な改正を行う。また、平成31年に施行が予定される危険物教育訓練の能力要件制度について、荷主、貨物利用運送事業者及び航空会社と調整のうえ、我が国において実施可能な体制構築の検討を図る。

### (二) 指定航空身体検査医等に対する講習会

航空局安全部運航安全課乗員政策室は、航空機の安全運航を確保するためには航空機乗組員の心身の状態が健全であることが極めて重要であるため、航空機乗組員の身体検査を行う医師及び航空運送事業者に所属する産業医等に対する講習会の内容の充実により、更なる能力水準の向上・平準化を図る。

## ②交通管制分野

### A) 平成27年度の実績・評価

#### <継続的に実施すべき取組>

航空局安全部航空交通管制安全室は、S S P 委員会の下に設置された交通管制安全部会及び同部会と合同で開催する交通管制安全推進委員会（業務提供者主催）において、安全情報等の共有等を実施した。

また、航空保安業務安全管理システム研修への講師派遣等を実施して、積極的に安全情報等の共有等の推進を図った。

航空局安全部空港安全・保安対策課は、平成 27 年 4 月に「機械業務安全管理会議」を開催し、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者と安全情報等の共有等を図った。また、機械業務に関する会議体や研修等へ講師派遣を行い、積極的に安全情報等の共有等を図った。

#### B) 平成 28 年度の取組

##### <継続的に実施すべき取組>

航空局安全部航空交通管制安全室は、S S P 委員会の下に設置された交通管制安全部会及び同部会と合同で開催する交通管制安全推進委員会（業務提供者主催）において、安全情報等の共有等を実施する。また、安全管理関係者のための会議体や研修等への講師派遣及び情報誌の発行により、積極的に安全情報等の共有等の推進を図る。

航空局安全部空港安全・保安対策課は、「機械業務安全管理会議」を開催し、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者と安全情報等の共有等を実施する。また、機械業務に関する会議体や研修等へ講師派遣を行い、積極的に安全情報等の共有等の推進を図る。

### ③空港分野

#### A) 平成 27 年度の実績・評価

##### <継続的に実施すべき取組>

###### (イ) 空港の安全推進に関する懇談会

航空局安全部空港安全・保安対策課は、平成 27 年 7 月及び平成 28 年 2 月に「空港の安全推進に関する懇談会」を開催し、空港の設置管理者との安全情報の共有等の推進を図った。

###### (ロ) 空港管理者研修・空港安全管理研修

航空局安全部空港安全・保安対策課は、平成 27 年 8 月に国管理空港を対象とした「空港安全管理研修」を、同年 11、12 月に地方管理空港を対象とした「空港管理者研修」を実施し、空港施設・運用業務やSMSに係る知識の付与を図った。また、空港管理者等を対象に実施される外部研修への講師派遣により、安全情報の共有等に加え、空港管理組織における安全文化の醸成の促進を図った。

#### B) 平成 28 年度の取組

##### <継続的に実施すべき取組>

###### (イ) 空港の安全推進に関する懇談会

航空局安全部空港安全・保安対策課は「空港の安全推進に関する懇談会」を開催し、空港の設置管理者との安全情報の共有等を積極的に推進するとともに安全管理の向上を図る。

#### (口) 空港管理者研修・空港安全管理研修

航空局安全部空港安全・保安対策課は、空港施設・運用業務やSMSに係る知識の付与を目的とした研修の実施や空港管理者等を対象に実施される外部研修への講師派遣により、安全情報の共有等に加え、空港管理組織における安全文化の醸成の促進を図る。

### (3) 小型航空機の安全性向上のための総合的取組

#### A) 平成27年度の実績・評価

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

###### 小型航空機等に係る安全対策に関する講習会

前年度に引き続き、小型航空機の事故を防止するため、小型航空機の運航者を対象とした安全運航セミナーを平成27年10月に全国8空港官署にて実施するとともに、航空安全講習会等へ航空局職員を派遣し、運航に関わる法令・手順の遵守等について安全啓蒙活動を行った。

また、今年度より、小型航空機を整備する整備士等を対象とした安全講習会において、航空機等のマニュアル及び関連法令を遵守し適切に整備を実施することの重要性について、航空局職員より周知・啓蒙した。

なお、個人所属機及び小型機に係る計14件の事故・重大インシデントについて、運輸安全委員会から報告書が提出され、推定される原因がそれぞれ示されているが、その多くが乗員の訓練不足あるいはヒューマン・ファクター起因であり、機材要因は1件のみであった。当該機材要因とされる1件についても、不十分な整備が原因と推定されている。

##### ＜中期的課題への取組＞

重大事故事案を受け、航空当局の部課室から横断的に専門職員を徴集し、小型航空機安全対策チームを発足させ、小型航空機安全対策チーム及び関係各課は、安全基準の適用、監査・検査、情報共有等による安全対策の実効性を確保するため、空港設置管理者との連携を進め、全国レベル・空港ごとのきめ細かい安全対策を進めた。

#### B) 平成28年度の取組

##### ＜中期的課題への取組＞

小型航空機安全対策チーム及び関係各課は、安全基準の適用、監査・検査、情報共有等による安全対策の実効性を確保するため、事故／重大インシデント発生時における報告、運輸安全委員会による航空事故／重大インシデントの調査報告書等を通じた情報収集に努めるとともに空港設置管理者との連携を進め、全国レベル・空港ごとのきめ細かい安全対策を継続し、より一層の安全推進を図る。

##### ①航空運送分野

###### (イ) 操縦者に対する基本的知識、確実な確認の励行等のための講習会等

小型航空機安全対策チーム及び関係各課は、小型航空機の事故を防止するため、小型航空機の

運航者に対し、航空法規等の遵守、教育訓練、的確な気象状況の把握等について安全講習会の開催等を通じて周知徹底を図るとともに、航空事故等が発生した際には、必要に応じ、小型航空機の運航者に指導を行う。さらに、特定操縦技能審査制度の確実な運用を図る。

(口) 整備士に対する確実な整備の励行等についての講習会

小型航空機安全対策チーム及び関係各課は、小型航空機を整備する整備士に対し、航空機等のマニュアル及び関連法令を遵守し、適切に整備を実施することが重要であることを、検査時や講習会等を通じて周知・啓蒙していくとともに、航空事故等が発生した際には、必要に応じ、小型航空機の整備関係者に指導を行う。

(ハ) 小型航空機を使用する事業者に対する安全対策の実施状況の確認

小型機安全対策チーム及び関係各課は、小型航空機を使用する航空運送事業者等に対し、業務が適切に実施されていることを確保するため、以下の監査、検査等を実施する。

定期便を運航し小型航空機を使用する航空運送事業者に対しては、本社及び主基地に対しては6カ月に1回、地方基地に対しては1年に1回から6年に1回、実運航便に対しては乗務員数及び運航機材数に応じて監査を実施する。また、非定期便として小型航空機を使用する航空運送事業者及び小型航空機を使用する航空機使用事業者に対しては、本社及び主基地に対しては1年に1回、地方基地に対しては6年に1回の頻度で監査を実施する。

②航空管制分野

・航空機に対する既存の情報提供サービスの更なる活用の促進

小型航空機安全対策チーム及び関係各課は、航空機に対し、既存の情報提供サービス（ターミナル・コントロール・エリア・アドバイザリー業務及び広域対空援助業務）を活用するよう講習会等を通じ促していく。

③その他

・自家用機の保険加入

小型航空機安全対策チーム及び関係各課は、操縦技能審査員を通じ、パイロットが特定操縦技能審査を受審する際に、適切な航空保険が付保された航空機に搭乗することを呼びかけるパンフレットを配布するなど、航空保険加入の奨励を行う。

・航空機使用事業等の許可取得に向けた情報提供の充実

小型無人機の及び関係各課は、無許可事業を防止するため、許可取得の必要性等について、自家用機を含めた空港利用者等に周知する等の情報提供を行う。

(4) 情報管理システムの構築

A) 平成27年度の実績・評価

＜継続的に実施すべき取組＞

航空安全監視システムを活用して、業務提供者からの安全指標及び安全目標値の受付、安全情報

の収集、管理及び共有並びに監査等の情報の効率的な管理・提供を行った。

交通管制、空港分野、航空運送事業者及び航空機使用事業者に係る安全情報をWebベースで登録し、データベースで管理するとともに、蓄積された安全情報より傾向・要因分析、リスク評価、共有等を「航空安全監視システム」において行った。

また、航空安全当局、航空運送事業者、航空機使用事業者、認定事業場、航空保安業務関係者及び空港の設置管理者の間で安全情報の効率的な収集及び共有をすすめるとともに、航空機検査業務セキュラーや耐空性改善通報の公表、局内における監査情報や航空機検査報告書等の管理を行った。

#### B) 平成28年度の取組

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空安全監視システムの機能向上として、管制技術課及び航空灯火・電気室の同システムへの接続を行う。蓄積された安全情報については、航空安全監視システム及び航空安全情報管理・提供システム(ASIMS)におけるデータ分類法の統一と、これを利用した検索機能の向上などによって、安全情報の分析及び対策の立案に資する機能向上について検討・推進する。

#### (5) 内部評価

##### A) 平成27年度の実績・評価

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空安全当局は、自らが実施する安全監督等の業務を適切かつ効果的に行うようにするため、当該業務の実施状況について自ら評価した。

また、制度の見直しとして、標語の見直しを行い、前年度の評価方法に加えて、「業務プロセス合理化の余地がある等、より改善が可能であるもの」と「他の課室においても安全監督体制の構築・改善の取組として参考となると考えられるもの」について評価を行うことで、よりきめ細かな評価の実施とこれの業務改善への活用の強化が図られるよう措置した。さらに、新規内部評価員に対する研修のほか、既存の内部評価員に対してリカレント研修を実施し、内部評価員の能力向上に努めた。

##### B) 平成28年度の取組

##### ＜継続的に実施すべき取組＞

航空安全当局は、平成28年度の早期に前年度の評価を行い、評価の体制や進め方、評価項目や標語の見直しと評価基準の明確化のさらなる実施などにより、評価深度を深めることとする。また、新規内部評価員に対する研修及びリカレント研修の充実により、内部評価員を質的に向上させることとする。

#### (6) 業務推進体制のあり方の検討

##### A) 平成27年度の実績・評価

##### ＜中期的課題への取組＞

本省と地方航空局における規制当局と業務提供者の分離に関して、あり方や課題について検討を実施した。

B) 平成28年度の取組

＜中期的課題への取組＞

規制当局と業務提供者の分離の具体的なあり方について、検討を継続する。

### **第3章 本計画の実施状況の確認及び見直しについて**

航空安全当局は、本年度の終了時において、本計画の実施状況の確認及び見直しを行った上で、平成29年度の航空安全プログラム実施計画を策定することとする。